令和7年度被害者保護増進等事業費補助金 (先進安全自動車の整備環境の確保事業の部)交付規程

令和7年11月18日 国自整第158号

(通則)

第1条 被害者保護増進等事業費補助金(先進安全自動車の整備環境の確保事業の部)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)、その他の法令、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱(改正令和7年3月28日国官参自保第579号。以下「交付要綱」という。)及び被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領(先進安全自動車の整備環境の確保事業の部)(最終改正令和7年5月12日国自整第37号。)の規定によるほか、この交付規程(以下「本規程」という。)の定めるところによる。

(目的)

- 第2条 本規程は、交付要綱第20条の3第1項の規定に基づき、補助対象事業者(事務局) としてのTOPPAN株式会社(以下「TOPPAN」という。)が事業者(第3条に定義する。)に対 して、次の各号に掲げる補助金を交付する事業(以下「TOPPAN事業」という。)につい て、その条件及び手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的 とする。
 - ー スキャンツールの導入に要する経費(設備費)
 - 二 スキャンツール利活用のための研修に要する経費

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率)

- 第3条 この補助金の補助対象事業、間接補助対象事業者(以下「事業者」という。)、補助 対象経費及び補助率は別表によるものとし、TOPPANは予算の範囲内において、補助金を交 付するものとする。
- 2 この補助金は、同目的のもと国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。そのうちTOPPANが別に定める補助金を除く。)を受けた事業には、交付しない。
- 3 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)の記に記載されている事項に該当する者は、本補助金の交付対象としない。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、スキャンツールの導入又はスキャンツール利活用のための研修を実施した者は、第1号様式に準じる内容を必要な添付書類を添えて、TOPPANが別途必要と定める日までに第5条の規定に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(電磁的方法による申請)

第5条 申請者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第7条に基づく申請の取下げ、第9条の規定に基づく状況報告、第10条第2項の規定に基づく補助金の支払請求又は第13条第2項の規定に基づく財産処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)については、電磁的方法(適正化法第26条の3の規定に準じてTOPPANが定めるものをいう。以下、同

- じ。) により行うことができる。
- 2 TOPPANは、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。
- 3 第1項に定める電磁的方法とは、パーソナルコンピューター(PC)を用いてブラウザから インターネットを介して送信する手段のみとし、スマートフォンやタブレット等を用いる 方法は含まないこととする。

(交付決定及び通知)

- 第6条 TOPPANは、第4条及び第5条の規定に基づき、事業者から申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付の決定及び額の確定を併せて行い、第2号様式による交付決定通知書兼交付額確定通知書(第6条第1項関係)により事業者に通知するものとする。この場合において、TOPPANは適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 2 前項の規定により交付決定通知書兼交付額確定通知書を受けた事業者に関しては、第8 条から第9条までの規定は適用しないものとする。
- 3 TOPPANは、第1項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができ、その場合は条件の内容を通知する。

(申請の取下げ)

- 第7条 事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により申請を取り下げる場合、前条第1項の通知を受けた日から20日以内に 第3号様式に準じる内容を必要な添付書類を添えて、別表に定める日までに第5条の規定 に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、TOPPANが別途定める日までにあらかじめ第4号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、TOPPANの要求があったときは すみやかに第5号様式に準じる内容を必要な添付書類を添えて、TOPPANが別途定める日ま でに第5条の規定に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(補助金の支払)

- 第10条 補助金は第6条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、TOPPANが別途定める日までに第6号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条の規定に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 TOPPANは、第8条の規定による補助対象事業の中止又は廃止の承認申請があった場合又は第6条第1項の規定による通知を受けた事業者が次の事由に該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくTOPPANの処分若しくは指示に違反した場合
- 二 不正、怠慢、虚偽の申請その他の不適当な行為をした場合
- 三 事業者が、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)に違反した場合
- 四 申請内容及び添付書類等に照らし、本補助金の交付の要件を欠いていたことが事後に 認められ、その他、本補助金の目的等に照らして、本補助金の交付が不適切であると認 められた場合
- 2 TOPPANは、第1項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関して補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 TOPPANは、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、その命令に係る補助金を事業者が受領した日から返還の日(20日以内)までの日数に応じて、返還の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 5 第2項の補助金の返還の命令を受けた者は、TOPPANが別途定める日までに、あらかじめ 第7号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条の規定 に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。
- 6 第2項の補助金の返還の命令を受けた者が、返還を命じられた金額について、返還期限までに返還しない場合は、未返還の金額に対して、TOPPANは返還期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をTOPPANに納付するよう命ずることができる。

(取得財産等の管理等)

- 第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、第8号様式の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。TOPPANは補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて取得財産等管理台帳の開示を求めることができる。

(財産処分の制限等)

- 第13条 本補助金の交付を受けた者は取得財産等について、5年間は、TOPPANの承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、貸付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。
- 2 前項の規定により定められた処分を制限する期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、本補助金の交付を受けた者は、TOPPANが別途定める日までに、あらかじめ第9号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条の規定に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。TOPPANは、承認に際して補助金相当額の返納を求めることができる。
- 3 TOPPANは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、補助金の範囲内でその収入の全部又は一部をTOPPANに納付させることとする。
- 4 第2項及び前項の納付について、期限を付して返還を命ずるものとする。納付期限内に 納付指示をした全額の納付がない場合は、TOPPANは、未納に係る金額に対して、その未納 に係る期間に応じて民法(明治29年法律第89号)第404条各項の規定により、法務省令で 定める利率により計算した延滞金を徴することができる。
- 5 第1項の取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単 価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

(TOPPANによる調査)

- 第14条 TOPPANは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、製造 事業者、輸入事業者又は事業者(以下「事業者等」という。)に対して、取得財産等の保 有に関する調査等を行うことができる。
- 2 TOPPANは、関係行政機関における証拠に基づく政策立案 (EBPM) に供することを目的として、本補助事業の申請等に基づき取得する情報を、外部データソースと照合・連結等することにより補助金の効果を分析・検証するために用いることができる。
- 3 TOPPANは、本補助事業の次年度以降の向上に向け、当年度において、事業者等にアンケートの実施を求め、その回答を分析し、国から委託を受けた調査事業(本補助事業に関連するものに限られない。)に活用することができる。
- 4 前3項に定める場合のほか、事業者等は、TOPPANが本補助金の目的に照らして必要な範囲内において調査等を求めた場合は、これに協力しなければならない。
- 5 TOPPANは、本補助事業の向上に向け、当年度において、事務局運営の改善、効率化及び 広告宣伝並びに事業開発を目的とした検証及び研究を行うことができる。

(予算が不足する場合の措置等)

- 第15条 TOPPANは、第4条の規定に基づいてTOPPANが別途必要と定める日以前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、第2条に規定する補助対象経費の交付申請の受付を中止することができる。この場合には、あらかじめTOPPAN(当補助事業)のホームページ等で周知するものとする。
- 2 TOPPANは、前項の交付申請の受付中止に関係する必要事項を別に定める。

(暴力団排除に関する誓約)

第16条 事業者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。なお、事業者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、TOPPANは本事業を通じ、事業者に関して得た情報を国に提供することができる。

(個人情報保護)

- 第17条 TOPPAN及びその職員は、本事業を通じ事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、交付要綱第20条の2及び令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局のホームページに定めるプライバシーポリシー(制定日:2025年7月25日)の規定に従って取り扱うものとする。
- 2 TOPPAN及びその職員は、本事業の実施にあたって第4条の申請に関する一切の個人情報を、前項のプライバシーポリシーに定める場合を除き、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、TOPPANが別に定める場合を除く。

(その他必要な事項)

- 第18条 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関して必要な事項は、TOPPANが別に定める。
- 2 TOPPANは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、国土交通大臣から TOPPAN事業の手続等について見直しを求められた場合には、交付規程及び前項に規定する 施行に関必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

附則

(施行期日)

本規程は、令和7年11月18日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、またTOPPAN事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。